

## 受給者の皆様へ

### 平成30年9月末に送付した「代行返上に伴う日本赤十字社企業年金基金への移行と新年金額のご案内等について」で多く想定される質問と回答について

**Q 1. 「年金ご送金のお知らせ」が届きました。この“年金支払額”が、案内文書に添付の「参考：今回のご案内と別送「年金ご送金のお知らせ（はがき）の見方について」に記載の算式と合いません。**

#### (1) 年3回払いの方

→ 参考資料は年6回支払いの方を例にご説明しています。

年3回払いの場合、「新支給年金額÷支払回数（3回）＝年金支払額」の算式を当てはめると、“年金支払額”は4ヶ月分の金額となりますが、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、企業年金基金発足以降の平成30年8月・9月分の2ヶ月分の額を企業年金基金からの平成30年10月1日の“年金支払額”として記載しています。

なお、6・7月分は厚生年金基金からのお支払い分として、平成30年9月28日にお支払いしております。

（「年金ご送金のお知らせ」の右側の“ご送金予定”の“年金支払額”は、（旧）加算部分の一部終了が無ければ）概ね上記算式による年金支払額と一致しますのでご確認ください

#### (2) 年2回払いの方

→ 参考資料は年6回支払いの方を例にご説明しています。

年2回払いの場合、「新支給年金額÷支払回数（2回）＝年金支払額」の算式を当てはめると、“年金支払額”は6ヶ月分の金額となりますが、平成30年11月下旬に送付させていただく「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、企業年金基金発足以降の平成30年8月～11月分の4ヶ月分の額が企業年金基金からの平成30年12月3日の“年金支給額”として記載されます。

なお、6・7月分は厚生年金基金からのお支払い分として、平成30年9月28日にお支払いしております。

（「年金ご送金のお知らせ」の右側の“ご送金予定”の“年金支払額”は、（旧）加算部分の一部終了が無ければ）概ね上記算式による年金支払額と一致しますのでご確認ください

#### (3) 年1回払いの方

→ 参考資料は年6回支払いの方を例にご説明しています。

年1回払いの場合、「新支給年金額÷支払回数（1回）＝年金支払額」の算式を当てはめると、“年金支払額”は12ヶ月分の金額となりますが、平成31年5月下旬に送付させていただく「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、企業年金基金発足以降の平成30年8月～来年5月分の10ヶ月分の額が企業年金基金からの来年6月3日の支給額として記載されます。

なお、6・7月分は厚生年金基金からのお支払い分として、平成30年9月28日にお支払いしております。

（「年金ご送金のお知らせ」の右側の“ご送金予定”の“年金支払額”は、（旧）加算部分の一部終了が無ければ）概ね上記算式による年金支払額と一致しますのでご確認ください

**Q 2. 「新年金額のご案内等について」が送られてきたが、「年金ご送金のお知らせ」が届きません。**

- 今回「年金ご送金のお知らせ」をお送りするのは、“支払い回数”が“年6回”の方と、“年3回”の方です。“支払回数”が“年2回”の方へのお支払いは平成30年12月3日で、「年金ご送金のお知らせ」平成30年11月下旬にお送りする予定です。“支払回数”が“年1回”の方へのお支払いは来年6月3日で、「年金ご送金のお知らせ」は来年5月下旬にお送りする予定です。

**Q 3. 「新年金額のご案内等について」が送られてきたが、平成30年8月1日や9月28日の支払いも無く、10月1日の「年金ご送金のお知らせ」が届きません。**

- 厚生年金基金でご提出をお願いしている「現況届」のご提出が無かったため、年金のお支払いを差止め（停止）しております。「現況届」をご提出ください。

**Q 4. “新支給年金額”を支払回数で割っても、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”と合いません。（円未満切上げが原因の場合）**

- 計算過程の概念をご理解いただくために、“新支給年金額”の算式を例示させていただきました。
- 実際のお支払い額である「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、“（旧）基本乗せ部分（A）”を百円に切上げた額と“（旧）加算部分（B）”のそれぞれを“支払回数”で除して円未満を切り上げているため、端数処理で数円合わない場合がございます。
- 独自給付のある方は、独自給付分のお支払い額も“支払回数”で除して円未満を切り上げており、“（旧）加算部分”の給付区分として第1加算・第2加算・第3加算に分かれている場合にも、それぞれを“支払回数”で除して円未満を切り上げております。それぞれの給付区分で端数処理を行なっているため、数円合わない場合がございます。

**Q 5. “新支給年金額”を支払回数で割った額と、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”が相違しています（Q 4以外の要因）。**

**（1）“（旧）基本乗せ部分”の支給開始年齢に到達していない場合**

- “（旧）基本乗せ部分”は、支給開始年齢に到達してからのお支払いで、“（旧）基本乗せ部分”の支給開始年齢到達前は“（旧）加算部分”のみのお支払いとなりますので、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、“（旧）加算部分”のお支払い額を記載しています。

**（2）経過措置加算年金の終了年月が原因の場合（経過措置加算年金8月終了者）**

- 経過措置加算年金の終了年月が平成30年8月の場合に相違が生じます。
- “新支給年金額”に経過措置加算年金額1年分を含めています（10月1日に1ヶ月ではあるが支給されるため）。しかし、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、経過措置加算年金（8月）1ヶ月分だけのため、支払回数で割った額よりこの分少なくなっています。
- なお、終了年月が平成30年9月の場合も、“新支給年金額”に経過措置加算年金額1年分を含めています。「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”にも経過措置加算年金（8月・9月）2ヶ月分入っているため、支払回数で割った額と同額になります。

### (3) 独自給付の終了年月が原因の場合

- 独自給付の終了年月が平成 30 年 8 月の場合に差異が生じます。  
“新支給年金額”に独自給付 1 年分を含めています（10 月 1 日に 1 ヶ月ではあるが支給されるため）。しかし、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、独自給付（8 月）1 ヶ月分だけのため、支払回数で割った額よりこの分少なくなっています。

#### **Q 6. “新支給年金額”のうち、“(旧) 基本上乗せ部分”の年金額が、これまで貰っている年金額よりも多くなっている。**

- (旧) 基本上乗せ年金の支給開始後も厚生年金基金の設立事業所にご勤務され、当基金の加入員であった期間が伸びたことによるものです。これまで厚生年金基金からお支払いしていた年金は、年金支給開始時にそれまでの基金加入期間等をもとに計算しておりますが、今回の「新年金額のご案内等について」の“(旧) 基本上乗せ部分”や“新支給年金額”の年金額は、平成 30 年 6 月 30 日までご勤務され厚生年金基金の加入員であったものとして基金加入期間等を見直して計算した額です。

#### **Q 7. “(旧) 基本部分”の金額表示が“－”で、“(旧) 加算部分”のみ金額が表示されているが、“(旧) 基本部分”は企業年金基金から支払われないのですか。**

##### (1) 厚生年金基金で“(旧) 基本部分”の支払手続が行われていない場合

- 厚生年金基金での“(旧) 基本部分”のお支払い手続が行われていないため、今回のお支払いは“(旧) 加算部分”のみとなりますので、「年金ご送金のお知らせ」の“年金支払額”は、“(旧) 加算部分”のお支払い額を記載しています。状況をご確認のうえ、“(旧) 基本部分”の支払請求手続を行って下さい。

##### (2) “(旧) 基本部分”の年金が無い方

- “(旧) 基本部分”は、企業年金連合会に移換しており、企業年金連合会から支払いが行われます。企業年金基金からは“(旧) 加算部分”の年金をお支払いします。

#### **Q 8. “(旧) 加算部分”の金額表示が“－”で、“(旧) 基本部分”のみ金額が表示されているが、“(旧) 加算部分”は企業年金基金から支払われないのですか。**

- “(旧) 加算部分”の受給要件が無い方、一時金をお支払い済みの方にはお支払いされません。  
“(旧) 基本上乗せ部分”の年金のみをお支払いします。